

令和 6 年

第 8 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

令和6年第8回定例教育委員会日程

日 時 令和6年8月23日（金） 午前10時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名

村松 弘康

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則
の一部を改正する規則の制定について (図書館)

議案第2号 我孫子市民図書館資料収集要綱の一部を改正する告示の
制定について (図書館)

議案第3号 我孫子市小中一貫教育基本方針の一部改訂について
(別冊) (指導課・小中一貫教育推進室)

日程第3 諸 報 告

目 次

- 議案第 1 号 我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について 1
- 議案第 2 号 我孫子市民図書館資料収集要綱の一部を改正する告示の制定について 4
- 議案第 3 号 我孫子市小中一貫教育基本方針の一部改訂について（別冊）
. 6

議案第 1 号

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 8 月 2 3 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

我孫子市民図書館の図書館資料の貸出冊数及び貸出期間について、電子資料を新たに規定するとともに、条文を整備し、我孫子市民図書館利用カード交付等申請書から住所を確認できる書類の例示を削除するため、提案するものです。

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和54年教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
（図書館資料の貸出冊数及び貸出停止等）			（図書館資料の貸出冊数及び貸出停止等）		
第8条 図書館資料の貸出冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めたときは、この限りでない。			第8条 図書館資料の貸出冊数及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めたときは、この限りでない。		
図書館資料の種類	貸出冊数	貸出期間	図書館資料の種類	貸出冊数	貸出期間
図書（視覚障害者等の利用に供する録音図書等を含む。）	略	略	図書（視覚障害者等の利用に供する録音図書等を含む。）	略	略
視聴覚資料	略	略	視聴覚	略	略
電子資料	個人	2点以内			
		貸出日から14日以内			
2 図書館資料（ <u>電子資料を除く。</u> ）を貸出期間の満了後引き続き貸出しを受けようとする者は、教育委員会の			2 図書館資料を貸出期間の満了後引き続き貸出しを受けようとする者は、教育委員会の承認を受けなけれ		

承認を受けなければならない。この場合において、貸出期間は、当該満了の日から7日以内とする。 3から5まで 略	ばならない。この場合において、貸出期間は、当該満了の日から7日以内とする。 3から5まで 略
---	---

様式第1号中「(例) 運転免許証、保険証など」を削る。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

議案第 2 号

我孫子市民図書館資料収集要綱の一部を改正する告示の制定について

我孫子市民図書館資料収集要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和 6 年 8 月 2 3 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

我孫子市民図書館の資料収集方針について、視聴覚資料についての条文を整備するとともに、電子資料を新たに規定するため、提案するものです。

我孫子市民図書館資料収集要綱の一部を改正する告示

我孫子市民図書館資料収集要綱（平成2年教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（資料別収集方針）</p> <p>第4条 資料の種類別収集方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) 視聴覚資料</p> <p>趣味、教養、娯楽及び文化活動に資するため、コンパクトディスク、カセットテープ及びビデオテープを収集する。</p> <p><u>(6) 電子資料</u></p> <p><u>趣味、教養、娯楽及び文化活動に資するため、電子媒体による出版物、データベース等を収集する。</u></p>	<p>（資料別収集方針）</p> <p>第4条 資料の種類別収集方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) 視聴覚資料</p> <p>趣味、教養及び文化活動に資するため、コンパクトディスク、カセットテープ及びビデオテープを収集する。</p>

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

議案第 3 号

我孫子市小中一貫教育基本方針の一部改訂について

我孫子市小中一貫教育基本方針を別冊のとおり改訂する。

令和 6 年 8 月 23 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

我孫子市第 3 期教育振興基本計画策定による基本目標改定に伴い、我孫子市小中一貫教育基本方針の我孫子市教育施策目標が変更となるため、改訂を提案するものです。